

台風にもなう試験の扱いについて（生徒用）

6月28日（金）に暴風警報が発令されている可能性があるので、考査の学習に必要な教材は本日持ち帰ること。（警報が出た場合、教材を取りに登校することはできません。）

6月28日（金）の考査の扱いについて

登校する以前に、名古屋地方気象台から名古屋市（学校所在地）に暴風警報が発令されている場合、次のようにする。

- 1) 始業時刻2時間前（6時30分）までに警報が解除された場合は、平常通り考査を行う。
- 2) 始業時刻2時間前（6時30分）から11時までの間に警報が解除された場合には、解除後2時間後から考査を開始する。本校のホームページ及び「きずなネット」で考査開始時刻を知らせる。
- 3) 午前11時以降警報が継続されている場合は6月28日の考査は中止する。この場合、28日に予定されていた科目を7月1日（月）に実施する。

※上記の1)2)において、居住地(市町村)に暴風警報が発令されているときや道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時や交通機関の途絶により登校が困難な時は登校しなくてよい。その場合は家庭から学校へ連絡する。

※上記1)2)ともに、状況を見て試験の開始を遅らせることがある。

問い合わせ先

愛知県立名古屋西高等学校 教務部

電話 052-522-2451